

白馬村克雪住宅整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雪下ろし作業の軽減及び雪下ろし作業中の転落事故を未然に防止するため、住宅の克雪化を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、白馬村補助金等交付規則（昭和43年白馬村規則第1号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自ら居住又は所有する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1／2未満のものを含む。）をいう。
- (2) 克雪住宅 住宅の屋根全体に(3)、(4)、(5)に規定する措置又はいずれかを併用した措置を講じた住宅をいう。
- (3) 融雪型克雪住宅 屋根に熱エネルギー（電気、ガス、灯油、日照、外気等）の利用による融雪のための措置（地下水の解放利用を伴うものを除く。）（第4条において「融雪のための措置」という。）を講じた住宅をいう。
- (4) 自然落雪型克雪住宅 屋根に次に掲げる全ての措置（以下「自然落雪のための措置」という。）を講じた住宅で、落下した雪による危害が生じるおそれがないことを住宅所有者が誓約した住宅をいう。

ア 形状を切妻又はこれに類する単純なものとすること。ただし、片流れを除く。

イ 勾配を次のいずれかとすること。

(ア) 10分の5.5以上

(イ) 10分の3.5以上かつ、塗装等の処理により高い滑雪性を有するもの

- (ただし、積雪時等において小屋裏等に熱を送るなどにより、屋根面の雪氷を融かすもの等、村長が落雪性能を有すると認めた措置を講じた場合にあっては、屋根の勾配については10分の3以上とする。)
- ウ 屋根葺き材を金属とし、葺き方を平葺き、一文字葺き、横葺き又はこれに類する突出部のすくないものとする。
- エ 雪割の設置その他の方法により滑雪上支障となる棟部での雪のつながりを防ぐ構造とすること。
- オ 雪止め金物、煙突、屋根付小窓棟、滑雪上支障となる突起物を屋根面に設置しないこと。
- (5) 雪下ろし型克雪住宅 雪下ろし作業の安全対策の向上が図られる命綱固定アンカーの設置その他これに類する措置(第4条において「雪下ろしの安全対策の向上のための措置」という。)を講じた住宅をいう。
- (6) 高齢者世帯等 次のいずれかに掲げる世帯をいう。
- ア 高齢者世帯 生計の中心となる者が、60歳以上の世帯
- イ 母子世帯及び父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定める母子家庭又は父子家庭である世帯
- ウ 傷病・障がい者世帯 生計の中心となる者が、傷病・心身障がい者である世帯
- エ その他必要と認める世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護世帯等で、村長が特に必要と認める世帯
- (7) 克雪住宅の整備 当年度の白馬村指名参加資格を有し、かつ村内に本社、支社又は営業所を有する業者が施工する第2号又は前号に規定する住宅の新築、増築、改築をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本村の住民基本台帳に記録されていること。ただし、新築の場合は実績

報告書の提出までに住民基本台帳に記録されなければならない。

(2) 本要綱に基づく工事を行う住宅を所有又は賃借し、かつ、居住していること。ただし、新築の場合は実績報告書の提出までに居住していなければならない。

(3) 補助対象者及び同一世帯員が、村税等（延滞金を除く。）を滞納していないこと。

（対象工事及び補助率、限度額）

第4条 第1条に規定する補助金の対象となる工事及び補助率並びに限度額は、次の表のとおりとする。

対象となる融雪工事	補助金額（1戸当たり）
融雪型克雪住宅の新築、増築又は改築 現に存する住宅（既に融雪のための措置又は自然落雪のための措置が講じられているものを除く。）の屋根を改修して融雪型克雪住宅又は自然落雪型克雪住宅（部分的に融雪のための措置及び自然落雪のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅を含む。）とする工事	(1) 融雪型克雪住宅 融雪のための措置に要する工事費の5分の1又は750,000円のうちいずれか低い額 （高齢者世帯等の場合にあつては4分の1又は900,000円のうちいずれか低い額） (2) 自然落雪型克雪住宅 自然落雪のための措置に要する工事費の5分の1又は600,000円のうちいずれか低い額 （高齢者世帯等の場合にあつては4分の1又は700,000円のうちいずれか低い額） (3) 部分的に融雪のための措置及び自然落雪のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅

	融雪のための措置及び自然落雪のための措置に要する工事費の5分の1又は750,000円 (高齢者世帯等の場合にあつては4分の1又は900,000円のうちいずれか低い額)
現に存する住宅（既に融雪のための措置、自然落雪のための措置又は雪下ろしの安全対策の向上のための措置が講じられているものを除く。）を改修して雪下ろし型克雪住宅（部分的に融雪のための措置又は自然落雪のための措置のうちいずれかを併用して雪下ろしの安全対策の向上のための措置を講じた住宅を含む。）とする工事	(1) 雪下ろし型克雪住宅 雪下ろしの安全対策の向上のための措置に要する工事費の2分の1又は80,000円のいずれか低い額 (2) 部分的に融雪のための措置及び雪下ろしの安全対策向上のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅 融雪のための措置及び雪下ろしの安全対策の向上のための措置に要する工事費の5分の1又は750,000円のうちいずれか低い額 (高齢者世帯等の場合にあつては4分の1又は900,000円のうちいずれか低い額) (3) 部分的に自然落雪のための措置及び雪下ろしの安全対策向上のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅 自然落雪のための措置及び雪下ろしの安全対策の向上のための措置

	に要する工事費の5分の1又は 600,000円のうちいずれか低い額 高齢者世帯等の場合にあつては、4 分の1又は700,000円のうちいずれ か低い額
--	---

- 2 融雪のための措置に要する工事費又は自然落雪のための措置に要する工事費若しくは雪下ろしの安全対策の向上のための措置に要する工事費に補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する申請書として克雪住宅整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査等により、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、規則第6条に規定する通知として克雪住宅整備事業補助金交付決定通知書を当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに克雪住宅整備事業計画変更承認申請書（様式第2号）に別表第1に掲げる関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (2) 施工箇所又は施工方法に変更があるとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。

- 2 村長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の

審査により、適当と認めたときは、克雪住宅整備事業計画変更承認通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、克雪住宅整備補助事業中止（廃止）届（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条に規定する報告書として克雪住宅整備事業補助金実績報告書（様式第4号）に別表第1に掲げる関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類は、事業完了の日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、その期限が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日若しくは1月2日若しくは同月3日に当たるときは、これらの日の翌日をその期限とみなすものとし、補助事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日を超えることはできない。

（補助金の額の確定）

第9条 村長は、前条の規定により完了実績報告があったときは、報告書等の書類の審査により、適当と認めたときは補助金の額を確定し、規則第13条に規定する通知として克雪住宅整備事業補助金額確定通知書を当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金額確定の通知を受けた者は、速やかに、克雪住宅整備事業補助金請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消）

第11条 村長は、補助金の交付決定若しくは補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の決定若しくは交付を取り消すことができ

る。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定若しくは交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第4条の規定に違反して補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときはその返還を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条、第6条、第8条関係）

申請書	添付書類
克雪住宅整備事業 補助金交付申請書	1 位置図 2 配置図 3 建物平面図 4 店舗等の用途を兼ねる住宅の場合は店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満であることを証する書類 5 屋根の融雪のための措置又は自然落雪のための措置若しくは雪下ろしの安全対策の措置に関する施工計画図 6 見積書又は設計書（工事費の内訳が分かるもの）

	7 建物及び工事箇所の現況写真 8 借家の場合、家主との賃貸借契約書の写し 9 借家の場合、家主の同意書 10 新築の場合は、住所移転、居住に関する誓約書 11 その他村長が必要と認める書類
克雪住宅整備事業 計画変更承認申請書	補助金交付申請書に添付する書類のうち、計画変更に係るもの
克雪住宅整備事業 補助金実績報告書	1 工事契約書又は請書及び領収書の写し 2 工事写真（施工前、施工中及び完成後のもの） 3 屋根の融雪のための措置又は自然落雪のための措置 若しくは雪下ろしの安全対策の措置に関する施工図 （計画図と同じ場合は省略可） 4 工事積算書（見積書等と同じ場合は省略可） 5 新築の場合は、住民票の写し 6 その他村長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

克雪住宅整備事業補助金交付申請書

白馬村長 宛

申 請 者
住 所
氏 名
電話番号
印

白馬村克雪住宅整備事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 克雪住宅整備の概要

住 宅 の 所 在 地	
建 築 の 区 分	新築 ・ 増築 ・ 改築
克 雪 型 の 別	融雪型 ・ 自然落雪型 ・ 雪下ろし型
屋根の融雪又は自然落雪の措置をする部分の屋根面積	m ²
屋根の融雪又は自然落雪若しくは雪下ろしの安全対策のための措置に要する工事費	円

3 施工業者

4 事業着手予定年月日 年 月 日

5 事業完了予定年月日 年 月 日

6 申請者同意事項

補助金の交付決定審査のため、住民記録、固定資産課税台帳、村税・上下水道料等収納状況を調査することについて同意します。

※要綱の別表 1 に掲げる書類を添付

様式第2号(第6条関係)

克雪住宅整備事業計画変更承認申請書

年 月 日

白馬村長 宛

申 請 者
住 所
氏 名
電話番号



年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定を受けた克雪住宅整備事業計画を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

変更交付申請額	円
前回交付申請額	円
変 更 増 減 額	円

2 事業完了の予定期日等

変更後事業完了予定年月日	年 月 日
(変更前事業完了予定年月日	年 月 日)

3 変更理由、変更内容

※要綱の別表1に掲げる書類を添付

様式第3号(第7条関係)

克雪住宅整備事業中止(廃止)届出書

年 月 日

白馬村長 宛

申 請 者
住 所
氏 名
電話番号



年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定を受けた克雪住宅整備事業を下記の理由から中止(廃止)したいので届出します。

記

中止(廃止)の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

克雪住宅整備事業補助金実績報告書

白馬村長 宛

申請者
住所
氏名
電話番号
印

年 月 日付け白馬村指令 第 号で交付決定を受けた克雪住宅整備事業が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額及び清算額

交付決定額 円
精 算 額 円

2 克雪住宅整備の概要

住 宅 の 所 在 地	
屋根の融雪又は自然落雪若しくは雪下ろしの安全対策のための措置に要した工事費	円

3 事業完了年月日 年 月 日

※要綱の別表1に掲げる書類を添付

様式第5号(第10条関係)

克雪住宅整備事業補助金請求書

年 月 日

白馬村長 宛

申 請 者
住 所
氏 名



年 月 日付け白馬村達 第 号で額の確定のあった、克雪住宅整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金 融 機 関 名	
本 (支) 店 名	
口座種別(○で囲む)	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
口座名義人(カナ)	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第10条関係)